

測量業務委託

(甲府市環境センターごみ処理施設跡地)

特記仕様書

(基準点測量・現地測量)

(適用)

第1条 受注者は作業の実施にあたり、契約書、本仕様書、設計図書、「国土交通省公共測量作業規程および運用と解説」、山梨県測量業務共通仕様書、山梨県測量作業要領の各最新版並びに関係法規（以下「規定等」という。）を遵守するものとする。また、作業に必要な書類の作成にあたっては、国土交通省公共測量作業規程記載要領に準拠するものとする。

2 この特記仕様書は、山梨県測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠する仕様書でいう特記仕様書で、測量業務委託（甲府市環境センターごみ処理施設跡地）の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

3 本業務は、（委託業務の名称）

測量業務委託（甲府市環境センターごみ処理施設跡地）

（本業務の場所）

甲府市 上町 地内（別紙位置図参照）

業務に適用し、本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、甲府市環境センター管理棟の北側に位置するごみ処理施設跡地について、今後の利活用方法等を検討するための基礎資料の作成を目的とする。そのためには、本業務の対象範囲及び周辺における地形地物の配置を容易に把握することができ、かつ図上で地形地物間の各距離や面積等を正確に計測可能で、資料作成のために編集可能な現況平面図データが必要となる。業務の実施にあたり、業務の目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。

(測量作業範囲)

第3条 本業務の実施範囲は、別紙位置図に示すとおりとするが、本仕様書の第2条に記す業務の目的を達成するにあたり、監督員と事前協議の上、業務を実施するものとする。

(土地への立ち入り等)

第4条 現地作業については、事前に作業工程表により作業日程等を監督員に連絡するとともに、土地等への立ち入り確認を受けるものとする。作業従事者については、規定等に基づき発注者が貸与する身分証明書を常に携帯するものとする。

(作業内容)

第5条 本業務の各作業の特記事項については、次のとおりとする。

(1) 事前準備

資料収集及び現地踏査の上、作業工程、作業方法、作業班編成、使用器材、安全対策等を計画し、作業計画書を事前に監督員に提出するものとする。

(2) 基準点測量

現地測量の実施に先立ち、3級基準点及び4級基準点を現地に設置するものとする。なお、実施方法については規定等に基づき確実に履行するものとする。

(3) 現地測量

地形区分は平地とし、縮尺は1/500とする。なお、実施方法については規定等に基づき確実に履行するものとする。また、平面図作成範囲等の詳細については、監督員と事前に協議するものとする。

(成果品の提出)

第6条 提出する成果品は、業務内容別に規定等により成果等の整理をして次のものを提出することとする。

なお、提出にあたっては、監督員と事前に協議を行うものとする。

(1) 測量成果簿・・・・・・・・A4版とし、報告書に添付。

規定等の精度区分及び誤差の許容範囲を明記し、測量成果が誤差の範囲内であり、所定の精度を有していることを記述すること。

(2) 成果図面・・・・・・・・A4版に折込み、報告書に添付。

図面にはA1出力時とA3出力時の縮尺を表記する。

(3) その他の資料・・・・・・・・打合せ協議書及び作業日誌、その他必要資料を報告書に添付。

写真がある場合には、電子データも提出する。

(4) 報告書 A4版・・・・・・・・3部

(5) 現況平面図電子データ・CD1部（形式はSFC及びDXF）

※ なお、成果品納入後であっても、成果品の内容に不備があった場合には、その後の対応について、原則として受注者の責任と負担において、発注者の指示に従い速やかに対応するものとする。